



シラバス

(2025年度改訂)

一般社団法人日本難病看護学会認定

難病看護師

目 次

I. 学会認定・難病看護師制度について	1
II. 手続き・審査の流れ	2
III. 申請	3
IV. 研修会	4
V. 修了試験・認定審査	5
VI. 登録	5
VII. 認定資格更新の条件	6
VIII. 認定資格更新の手続き	8
IX. 認定資格の再認定について	10
X. 再認定の手続き	11

はじめに

現在の保健医療福祉の現場では、その医療技術や提供システムの進歩発展に伴い、関わる看護職に対しても、専門的知識、高度な看護技術など熟練性、卓越性が求められてきております。日本看護協会では、専門看護師・認定看護師の育成と認定を行っており、特定の領域での水準の高い看護実践を行う人材を臨床現場に広めています。また、医療チームの一員として、高度な臨床実践能力を持つ看護師が、確かな知識と技術を要する看護を実践することで、より患者の生活にあわせた療養支援を提供できると考えます。

日本難病看護学会は、原因不明、治療法未確立、慢性の経過を辿り、精神的、経済的負担が大きい疾病である難病を持つ人々の療養を支援する看護の発展を目指しております。難病患者は時に生命の危機に瀕するようなこともあり、不確かな今後に向けて、個々の生活を取り戻そうとしており、ケア提供にも難しさが多いと言えます。また、意思決定等の様々な倫理的問題も含んでおり、難病看護は専門性を求められると同時に、すべての看護の原点になりえる普遍的なケアも求められ、広い知識と技術を持った看護師の活躍が望まれる分野です。

施設内での療養から、自宅での療養への動きの中、看護は疾患を持った人々の生活を見守り支援する役割が期待されています。当学会では現時点で難病看護に専門的に関わっている方々の経験や実践力を確認し、さらなる研鑽を積むことを支援しつつ、学会認定という形での難病看護の高度実践者を育成することとしました。高度な臨床実践能力を持つ看護師が、専門職として保健医療福祉の支援ネットワークの核となり、患者家族への医療サービス提供の役割を十分発揮することを期待し、難病看護師の育成認定プログラムに取り組んでおります。

I . 学会認定・難病看護師制度について

この制度は、難病看護の質の向上に主体的に取り組める看護師の育成を通して難病患者の医療およびケアの改善を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的としています。日本難病看護学会は、この目的を達成するために、日本難病看護学会認定・難病看護師を認定します。

学会で認定する難病看護師とは、所定の課程を修了し、難病看護の専門的知識を有して、難病患者への直接的ケアが実践でき、患者家族に対して安全な療養環境を提供することができ、保健医療福祉の支援ネットワークの核となって患者家族への医療サービス提供に包括性と連続性を持たせることができる看護師です。

日本難病看護学会認定・難病看護師とは、難病看護に関する幅広い知識と療養生活支援技術を有していると認められた者をいい、以下の役割を果たします。

- 1) 難病の病態・病期に応じた看護判断に基づき、患者の主体的な療養生活を支援する看護実践ができる
- 2) 質の高い療養生活を送ることができるよう、難病患者・家族に対して相談・助言を行うことができる
- 3) 難病患者・家族の支援について、看護職員・関係職種の職員に対して連携し、助言・支持ができる
- 4) 難病患者・家族の生活の質向上を目指した地域としての取り組みに参画し、社会支援システムの向上・創造に寄与できる

Ⅱ．手続き・審査の流れ

■ 登録までの流れ

① 申請	学会認定・難病看護師は、応募の際に、研修会受講など申請資格の審査のために申請書類を提出します。
② 受講資格審査	学会認定委員会によって申請資格の審査が行われ、受講資格が認められると研修会の受講決定通知書と認定審査料（30,000 円）の請求書が送付されます。振込手続きの完了をもって、認定審査（研修会受講・修了試験）を受けることができます。
③ 研修会 受講	学会指定の研修会の全科目を受講します。
④ 修了試験 (筆記)	全科目受講修了後、修了試験（筆記）を受けます。
⑤ 認定審査 (合否案判定)	
⑥ 理事会審査・承認	認定審査の結果は、後日、合否判定結果を通知します。 （認定審査結果通知書）
⑦ 結果通知書 ・認定証送付	認定試験合格者には、「認定審査結果通知書」と一緒に「学会認定・難病看護師認定証」および「認定バッジ」が送付されます（登録認定資格の有効期間は5年間）。



- 登録有効期間は、5年で登録更新が必要
- 更新には、活動ポイント（5年 50 p）＋ 実践活動報告 が必要

■ 更新・再更新の流れ

⑧ 認定資格更新申請	認定資格の有効期間満了の年度内に、更新申請書類を提出し、更新手続きを経て認定資格を更新します。 更新に必要な「認定更新審査料・登録料」は10,000円です。
⑨ 更新資格 判定	
⑩ 理事会審査・承認	
⑪ 結果通知書・ (新)認定証送付	

Ⅲ．申 請

1．申請の条件

日本難病看護学会認定・難病看護師の認定を申請するためには、以下の条件を全て満たしている必要があります。

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること
 - 2) 罰則を受けていないこと
 - 3) 日本難病看護学会正会員であること※
 - 4) 看護師（准看護師を除く）としての実務経験が通算 5 年以上かつ難病看護領域実務経験が 3 年以上であること
 - 5) 難病看護・難病保健領域における実践活動経験を有すること
 - 6) 日本難病看護学会が開催する認定研修を受講し、学修評価を得て修了試験に合格すること
- 上記の条件 1)～5)を満たしていることを審査するために、申請書類を提出していただきます。

※ 入会審査には、別途申請が必要です。手続きには原則として 2 週間程度かかります。

2．申請書類

学会認定難病看護師の認定の申請書類は以下のものです。必要書類一式を事務局宛てに提出（Webシステム）してください。

- 1) 認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（写真付き・賞罰記載欄あり、様式自由）
- 3) 免許証（保健師、看護師（准看護師を除く））の写し
- 4) 実践報告書※（様式 2）... 2例
- 5) 推薦状※（様式自由：A4 用紙一枚以内）

※ 「4) 実践報告書」は、申請条件「5) 難病看護・難病保健領域における実践活動経験を有すること」の資料および研修会の資料とさせていただきます。

※ 「5) 推薦状」の推薦者は、所属機関の長などです。

※ 提出書類の内容について、申請者にお問合せをさせていただくことがあります。

3．受講決定通知書と受講料・受験料の振り込み

学会認定委員会によって申請資格の審査が行なわれ、資格が認められると研修会の受講決定通知書と認定審査料 30,000 円（研修会受講料 20,000 円＋修了試験受験料・登録料 10,000 円）の請求書が送付されます。所定の金融機関より振込手続きを行って下さい。振込みの確認をもって研修会の受講が認められます。

※ 既納の審査料は原則として返却いたしません

IV. 研修会

修了試験の受験資格を得るためには、当学会が開催する研修会の受講が必須です。
以下は、研修会で習得すべき内容です。この内容を踏まえた講義は11講座あります。

到達目標（大項目）	習得すべき内容
基礎科目 難病の基礎と理解	1. 人権と倫理 2. 難病とは何か（制度・難病対策含む） 3. 対象の理解 4. マネジメント
疾病と治療の理解	1. 疾患の理解 2. 症状と障がい 3. 治療 4. 治療薬の理解
難病看護実践	1. フィジカルアセスメント 2. 看護計画の立案と評価 3. 日常生活の援助と医療処置 4. 生活場面・状況別支援 5. 療養場所による看護実践の特徴 6. チーム医療と多職種連携
難病の地域保健	1. 難病の地域アセスメント 2. 難病における保健所の役割 3. 難病医療ネットワーク 4. 地域ケアシステムの構築 5. 患者会の支援

※ 研修会のオリエンテーションに参加していただきます。

※ テキストとして講義資料集を配布します。

※ 総合学習として事例検討会を実施します。

V. 修了試験・認定審査

1. 修了試験（筆記）

- 全ての講義を受講し課題を提出すること、事例検討会に参加することが修了試験（筆記）受験の条件です。
- 試験時間は 1 時間です。
- 出題範囲は、研修会の内容の範囲です。
- 出題形式は、選択式問題であり出題数は 30 問です。

2. 認定審査について

- 認定審査は、実践活動（実践報告書）評価、修了試験の総合審査によって行います。
- 認定審査の結果は、日本難病看護学会理事会の承認を受けて合否判定をします。
- 認定審査の結果は、「認定審査結果通知書」によってお知らせします。

VI. 登録

- 「合格」となった方には、「認定審査結果通知書」と一緒に「学会認定・難病看護師認定証」および「認定バッジ」が送付され、日本難病看護学会「学会認定・難病看護師」として登録されます。
※ 登録手続きは自動的に行われます
- 登録者名簿は、日本難病看護学会ホームページで公開されます。
※ ご意向により、所属機関も公開します
- 「学会認定・難病看護師認定証」が手元に届きましたら、必ず登録内容および有効期限をご確認ください。
- 認定資格の有効期間は 5 年間です。認定資格の有効期間満了の年度内に、別途更新手続きが必要です。

VII. 認定資格更新の条件

「学会認定・難病看護師認定証」の更新は、認定資格の有効期間満了の年度内に認定資格更新手続きが必要です(認定証交付後 5年ごと)。

1. 認定資格更新の条件

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること。
- 2) 罰則を受けていないこと
- 3) 日本難病看護学会員であること
- 4) 更新申請時において、本学会認定・難病看護師であること
- 5) 更新申請時において、過去 5年間に規定された看護実践や自己研鑽の実績があること

2. 認定資格更新を申請するために必要な[規定された看護実践・自己研鑽の実績]について

認定資格更新の条件の一つである[規定された看護実践や自己研鑽]については、更新申請時に以下の書類を提出していただくことによって判定されます。

- 申請手続き・申請書類については、後述の通り。
 - 活動実施証明書（ポイント換算表・証明書類添付台紙；様式 4-1, 4-2）
 - 【更新用】実践報告書：事例報告 1例を含む、活動報告（様式 5-1, 5-2）
- 上記の資料から、更新申請までの 5年間の活動が、以下であることが必要です。
 - ポイントに換算(換算表参照)し、合計が 50ポイント以上であること。（うち、日本難病看護学会学術集会への参加10ポイント以上を含む（2027年度審査より適用）
 - 「実践報告書」の内容から、難病看護師としての専門的な実践が行われていること。
 - 専門的な難病看護の知識・技術を生かして、社会的・教育的活動が実践されていること。

※ 指定の様式に従って、記入します。各項目の文字数の規定はありませんが、すべての項目に記載し、実践報告書全体（事例報告＋活動報告）で、A4用紙 3枚程度に重要な要点をまとめて記載してください。

ただし、2回目以降の更新からは、事例報告は不要で活動報告のみとなります。

3. ポイント換算制について

認定資格の更新の条件として、下表に含まれる活動を実施した場合にはポイントを換算して合計ポイントを算出します。

- 1) 日本難病看護学会認定制度委員会が承認している※¹学会の参加・発表
- 2) 同委員会が開催する研修会および同委員会が承認している※¹研究会の受講
- 3) 同委員会が承認している※¹難病看護、難病保健に関する論文掲載
- 4) 同委員会が承認している※¹難病看護、難病保健に関する講演、研修会等の講師

5) 同委員会が承認している※¹研修会・研究会・講演会の企画・運営

※ 1：同委員会がポイント換算として認めるための承認手続きが必要となります。

※ 参加や受講を証明する参加証や受講証明書・プログラム等は、更新手続きの際に必要なとなりますので、必ず大切に保管しておいてください。

■ 更新手続きにおけるポイント換算表

項目	詳細		ポイント	証明書類
学 会 ※ 日本難病看護学会以外のものについては別紙「認定資格更新のポイントとして承認する学会一覧」参照	参加（日本難病看護学会学術集会）		10	参加証明書
	参加（日本難病看護学会以外 ※ ¹ ）		5	
	上記の学会参加点 に右記を加算	演題発表(筆頭者)	+5	発表者・発表内容が 確認できる抄録等の 写し
		演題発表(共同研究者)	+1	
		座長	+2	
研修会・研究会 ※ 日本難病看護学会以外のものについては別紙「認定資格更新のポイントとして承認する学会一覧」参照 ※ リスト以外の研修会・研究会に参加の場合は下記要領で登録申請が必要	受講	1時間につき ※ ただし、1回につき 10 ポイントを上限とする ※ 難病に関する内容であること	1/h	受講証明書や研修日程・内容がわかる資料
論文掲載 ※ 論文課題が、難病に関する内容であることが審査で認められることが必須	原著論文	筆頭者	15	発表者・発表内容が 確認できる抄録等の 写し
		共同執筆者	10	
	研究報告・ 実践報告・総説	筆頭者	10	
		共同執筆者	5	
	依頼原稿	筆頭者	5	
講演・講義・シンポジスト等 ※ 講演内容が、難病に関する内容であることが審査で認められることが必須	演者・講師		20	講演・講義日程・講師名の記載がある資料や依頼書
	シンポジスト等		10	
研修会・研究会・講演会等の 企画・運営・ファシリテーター (所属機関外も含む) ※ 難病看護学会以外のものも含むが 難病看護に関する内容であること	定員 50 名以上		15	企画・運営に携わったことがわかる資料等、参加人数がわかる資料等
	定員 50 名未満		10	
	ファシリテーターのみの場合		5	

2024 年度審査からこの基準で判断します。

ただし、2027 年度の審査からは、5 年間の内、日本難病看護学会学術集会に 1 回は参加することを条件とします。

■ 認定制度委員会がポイント換算として承認するための研究会等の承認手続き

更新手続きの際に、ポイントに換算できる学会や研究会・研修会等（以下、研究会等とする）は、事前に日本難病看護学会がポイント換算として承認しているものに限りします。

承認されていない研究会等について、新たにポイント換算できるようにするためには、その研究会等が以下の条件を満たしていることが必要です。

- 1) 会則・規約等があること
- 2) 会員資格および参加資格に看護師が含まれること
- 3) 年1回以上の定期開催があること
- 4) 参加者個人名を記載した参加証または受講証等の発行ができること
※ 参加費の有無などは問わない。領収書の写しでも可とする。
※ 証明書の発行が困難な場合には、別途事前に、認定委員会事務局に確認してください。
- 5) その他、認定委員会が同等と認めるもの

上記条件を満たしている場合は、以下の書類を日本難病看護学会認定委員会宛に提出してください。

- ☐ 登録申請書※（様式 6 - 1：難病看護師申請用、様式 6 - 2：主催者申請用）
- ☐ 開催プログラム等（開催時間・実施内容がわかるもの）

※ 登録申請は、参加する難病看護師自身が登録申請する場合は【様式 6-1：難病看護師申請用】、主催者が登録申請する場合は【様式 6-2：主催者申請用】を使用してください。

認定委員会および理事会によって承認されましたら、申請者の方にご連絡いたします。
尚、登録申請書等の提出から承認までに時間を要しますので、ご了承ください。

Ⅷ．認定資格更新の手続き

- 認定資格の有効期間満了の年度内に、更新申請書類を提出し、更新手続きを経て登録を更新します。
- 更新に必要な「認定更新審査料(登録料含む)」は、10,000 円です。
- 認定資格更新手続きに必要な書類は、以下の通りです。必要書類は、難病看護学会ホームページ、WEB申請フォームから提出してください

- 1) 認定資格更新申請書（様式3）
- 2) 活動実施証明書（ポイント換算表・証明書類添付台紙；様式 4-1, 4-2）

※ 活動実施証明書（証明書類添付台紙；様式4 - 2）に添付する証明書類は以下の通りです。
学会参加・研修会・研究会の参加・受講 | 参加証や受講証明書・修了証明書等の写し
学会等での発表・講演・座長・講師 | 活動実施したことが証明できるプログラムや、
依頼状などの写し

3)【更新用】実践報告書（実践事例報告 1 例+活動報告）（様式 5-1, 5-2）

2 回目以降の更新からは、活動報告（様式 5-2 のみ）

4)「認定登録更新審査料受領証」写し

- 更新条件を満たしていることの審査が行われます。
- 認定資格更新の審査結果につきましては、「認定資格更新；審査結果通知書」が送付されます。更新が認められた場合には、通知書と一緒に、更新済みの「学会認定・難病看護師認定証」が送られます。手元に届きましたら、必ず登録内容および有効期限をご確認ください。

※ 上記の更新手続きは、5年毎に必要ですので、忘れないようにしてください。

■ 更新申請の延期について

以下の者は、更新申請延期願を提出することにより、1年間更新申請を延期することができます。

1) 病気・出産などやむを得ない事由で 1年以上難病看護に従事しなかった者

- ☐ 必要書類：更新申請延期願（様式 8）
- ☐ やむを得ない事由を証明できる書類（書式自由）

2) その他認定委員会が認めた者

IX. 認定資格の再認定について

1. 再認定制度について

本会では難病看護師のレベル保持のため、認定を受けてから 5 年ごとの更新制を設けています。更新該当年に認定資格が更新されなかった者は、認定資格を喪失することになります（更新審査該当年の 3 月 31 日まで有効）。また、退会等で日本難病看護学会会員でなくなる場合には、その時点で認定資格を喪失することになります。

やむを得ず資格喪失となった者でも、難病看護師として活動を再開したいと希望する者に対して、再認定の機会を設けることで、広く難病看護師としての活躍を期待すること目的としました。

審査は、再認定の申請をした年度より過去 5 年間ににおける看護実践や自己研鑽の実績について書類審査を実施し可否を判定します。

2. 再認定の申請対象者

- 1) 更新審査に不合格となった者
- 2) 認定更新を申請しなかった者
- 3) 学会員の資格を喪失した者
- 4) その他、認定委員会が認めた者

3. 再認定の申請資格

難病看護師の再認定を申請する者（以下、「再認定申請者」という）は、申請時において以下の 1～5 の 5 つの項目をすべて満たしていなければなりません。

※申請時に休職・離職中であっても、下記 5 項目を満たす者は申請が可能です。

1. 日本国の看護師の免許を有すること
2. 罰則を受けていないこと
3. 申請時において、日本難病看護学会学会員であること
4. 過去に難病看護師として認定された者であること
5. 申請した年度より過去 5 年間に、以下の看護実践※および自己研鑽の実績があること
 - 1) 2 例の看護実践※
 - 2) 活動報告
 - 3) 活動実績 50 ポイント以上

更新手続きにおけるポイント換算表によってポイント申請します。

ポイント承認する学会・研究会等一覧を参照。

※看護実践とは、保健・医療・福祉施設（行政機関を含む）および教育機関等における看護師・看護教員としての実践をいいます。

X. 再認定の手続き

1. 申請の手順

申請は、審査・申請システムにてのWEB受付とします。

○ 認定資格更新手続きに必要な書類は、以下の通りです。

必要書類は、難病看護学会ホームページのWEB申請フォームから提出してください。

- 1) 認定資格再認定申請書（様式1再）：WEBフォーム上で入力
- 2) 履歴書
- 3) 推薦状（様式自由）
- 4) 活動実施証明書（ポイント換算表・証明書類添付台紙；様式4-1, 4-2）

※ 活動実施証明書（証明書類添付台紙；様式4-2）に添付する証明書類は以下の通りです。

学会参加・研修会・研究会の参加・受講 | 参加証や受講証明書・修了証明書等の写し

学会等での発表・講演・座長・講師 | 活動実施したことが証明できるプログラムや依頼状などの写し

- 5) 実践報告書（様式2）
- 6) 活動報告書（様式5-2）
- 7) 「再認定審査料受領証」写し

2. 再認定の流れ

- ① 認定資格再認定申請：再認定のための必要書類をオンラインにて提出ください
（再認定審査料は20,000円 申請時に振込証明書を提出）
- ② 再認定資格判定：認定委員会で必要書類を確認し資格判定を行います
- ③ 理事会承認
- ④ 結果通知書の送付：（新）認定証送付 新規の番号となります。
- ⑤ 認定登録情報（氏名及び所属施設名）の掲載：
学会HPへ再認定された年度に掲載しますが、掲載を希望されない場合には、
情報は公開されません。
- ⑥ 再認定以降の更新：その年度より5年ごとの更新となります。
更新の詳細は、VIIをご参照ください